

介護保険計画課関係

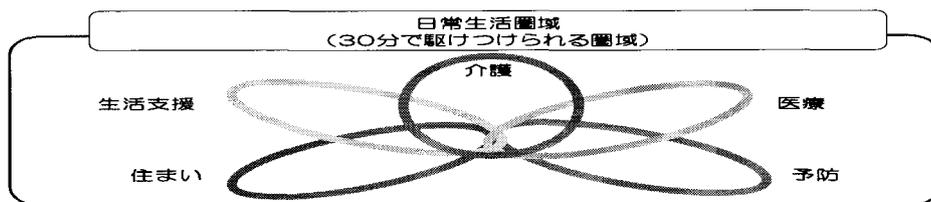
1. 地域包括ケアを念頭においた第5期介護保険事業（支援）計画の策定について

1. 第5期介護保険事業（支援）計画の基本的な考え方（地域包括ケアの推進について）

（1）計画策定の際の地域ニーズの的確な把握について（よりの確に地域の課題等を把握できる日常生活圏域ニーズ調査の積極的な実施）

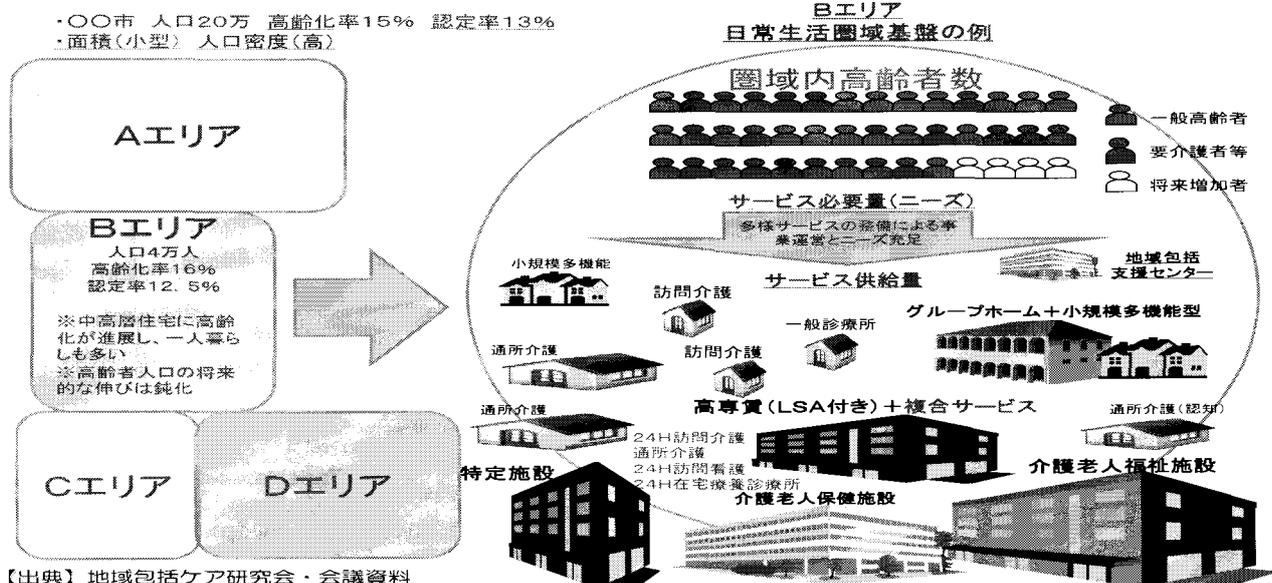
第5期介護保険事業（支援）計画（以下「第5期計画」という。）の作成に当たっては、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいの5つのサービスを一体化して提供していく「地域包括ケア」の考え方にに基づき、取り組むことが重要である。

地域包括ケアシステムについて



- 【地域包括ケアの5つの視点による取組み】
 地域包括ケアを実現するためには、次の5つの視点での取組みが包括的（利用者のニーズに応じた①～⑤の適切な組み合わせによるサービス提供）、継続的（入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供）に行われることが必須。
- ①医療との連携強化
 - ・24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化
 - ・介護職員によるたんの吸引などの医療行為の実施
 - ②介護サービスの充実強化
 - ・特養などの介護拠点の緊急整備（平成21年度補正予算：3年間で16万人分確保）
 - ・24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設など在宅サービスの強化
 - ③予防の推進
 - ・できる限り要介護状態としないための予防の取組や自立支援型の介護の推進
 - ④見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など
 - ・一人暮らし、高齢夫婦のみ世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、様々な生活支援（見守り、配食などの生活支援や財産管理などの権利擁護サービス）サービスを推進
 - ⑤高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備（国交省と連携）
 - ・一定の基準を満たした有料老人ホームと高専賃を、サービス付高齢者住宅として高齢者住まい法に位置づけ

日常生活圏域サービス基盤のイメージ（都市部の例）



この「地域包括ケア」推進の前提として、地域やその地域に居住する高齢者ごとの課題の的確な把握、具体的には、

- ①どこに、
- ②どのような支援を必要としている高齢者が、
- ③どの程度生活しておられるのか、

等をよりの的確に把握し、より地域の実情に応じた各サービスの過不足の無い目標整備量の設定等、介護拠点の計画的整備に繋げ、地域で必要な介護サービス等が確実に提供される体制の整備を進めることが重要である。

このようなことから、第5期計画を策定するに当たり、介護サービス等提供量見込みの算出に伴う地域や高齢者の課題等をよりの的確に把握するための手法（以下「日常生活圏域ニーズ調査」という。）について本年度57の保険者でモデル事業を実施し、このモデル事業の実施結果等を踏まえ、先般日常生活圏域ニーズ調査の成案をお示したところである。

日常生活圏域ニーズ調査は、モデル事業を実施した自治体からも、軽度認知症、虚弱、閉じこもり等の傾向の見られる高齢者が、どこに、どの程度生活しておられるのかが把握でき、地域ごとの高齢者の課題が鮮明になり、各課題に即した的確な対応手法を計画ベースで検討できるようになったといった評価をいただいていることから、高齢者のニーズをよりの的確に把握する有効な手法として考えている。

第5期計画の策定に当たって、日常生活圏域ニーズ調査を積極的に実施していただき、地域の課題、ニーズをよりの的確に把握し、不足している施策やサービス等を分析して必要な介護サービスの基盤整備を構築する等、精度の高い第5期計画（必要なサービス量等）の策定に繋げていただきたい。また、日常生活圏域ニーズ調査結果については、個々の高齢者の状態にあった個別ケアの推進にも活用いただきたい。

なお、日常生活圏域ニーズ調査やそれを踏まえた基本的な地域の課題の把握は、既にお示ししている調査の実施方法等に基づき実施・把握することができるが、日常生活圏域ニーズ調査で明らかになった課題の分析・評価手法の例を本年4月中を目途に、介護保険事業計画策定のためのテキストの中で情報提供を行う予定（別添参考資料1）。

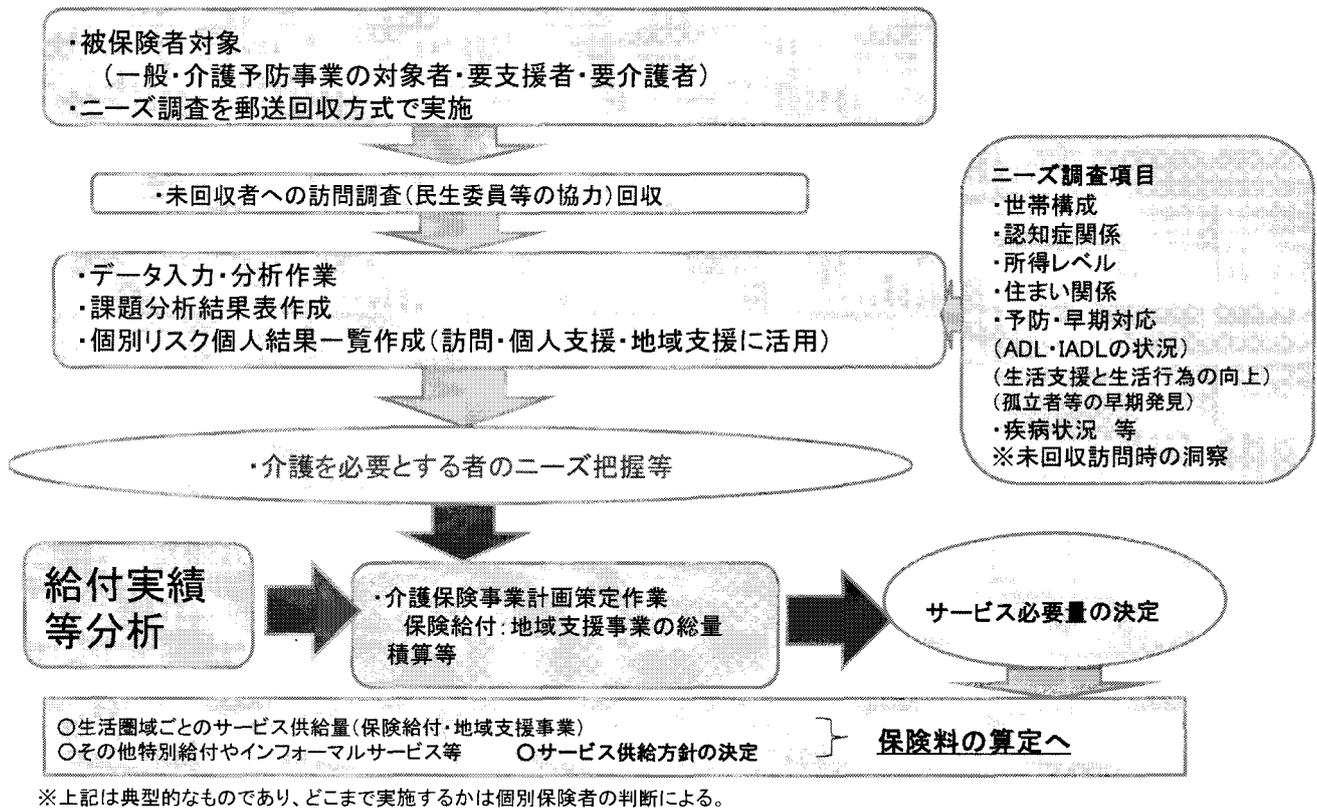
【参考：地域支え合い体制づくり事業の活用について】

※「振興課関係5. 地域支え合い体制づくり事業（平成22年度補正予算）について」を参照

先般情報提供したとおり、平成22年度補正予算における「地域支え合い体制づくり事業」（予算額200億円（介護基盤緊急整備等臨時特例基金を積み増し））の要綱（別記2の2（1）イ②）に規定された「地域における要援護高齢者、障害者及びその家族に関する基礎的事項、サービス利用状況及び課題等を把握及び当該情報を記載した台帳（要援護者マップ）の整備」の事業実施の前置として、日常生活圏域ニーズ調査の実施が行えることとなっているので、実情に応じて実施の検討をお願いしたい。

〔補助基準額：1事業あたり500万円以内〕

日常生活圏域ニーズ調査による計画策定フロー（ごく粗いイメージ）



日常生活圏域ニーズ調査実施の主なメリットについて

①日常生活圏域の課題の明確化

- これまでの介護保険事業計画の策定に当たっては、主に「どのようなサービスが利用したいかを、高齢者自身に尋ねる調査」が中心となっていました。しかし、そのような調査では、地域の課題やその地域に居住する高齢者の利用意向のみにとどまらない真のニーズを的確に把握することは難しい面があります。
- 有効な介護保険事業計画を立てるためには、まず地域のニーズを客観的に把握する必要があります。「日常生活圏域ニーズ調査」は、日常生活圏域ごとに高齢者の要介護リスク等の指標を把握・集計することにより、日常生活圏域ごとに必要なサービスの種類・量を見込み、居宅介護・施設介護・地域密着型介護サービス等の基盤整備や地域支援事業・市町村特別給付・保健福祉事業等の構築をどのように進めていくかを政策決定するために行います。したがって、ここでいうニーズとは、日常生活圏域ニーズ調査の結果等をもとに判断した支援の必要性ということを意味します。

日常生活圏域ニーズ調査実施の主なメリットについて

②介護保険事業計画の策定に資する客観的基礎データの整備

- 日常生活圏域ニーズ調査により、例えば、認知症の方が多い地域や閉じこもりの傾向の見られる方が多い地域が明らかになり、認知症デイサービスやグループホーム等の必要量、閉じこもり等の課題に対応した介護予防訪問介護の必要量、介護保険サービス以外の配食や送迎サービスの必要性などが明らかになります。
- 地域のニーズを数量的に把握し、根拠をもってある程度客観的にサービスの整備や事業メニューの構築等を行うことにより、限られた財政のなかで無駄のない介護保険事業を実施することが可能になるとともに、合理的な人員配置や予算配分も可能になるものと考えます。

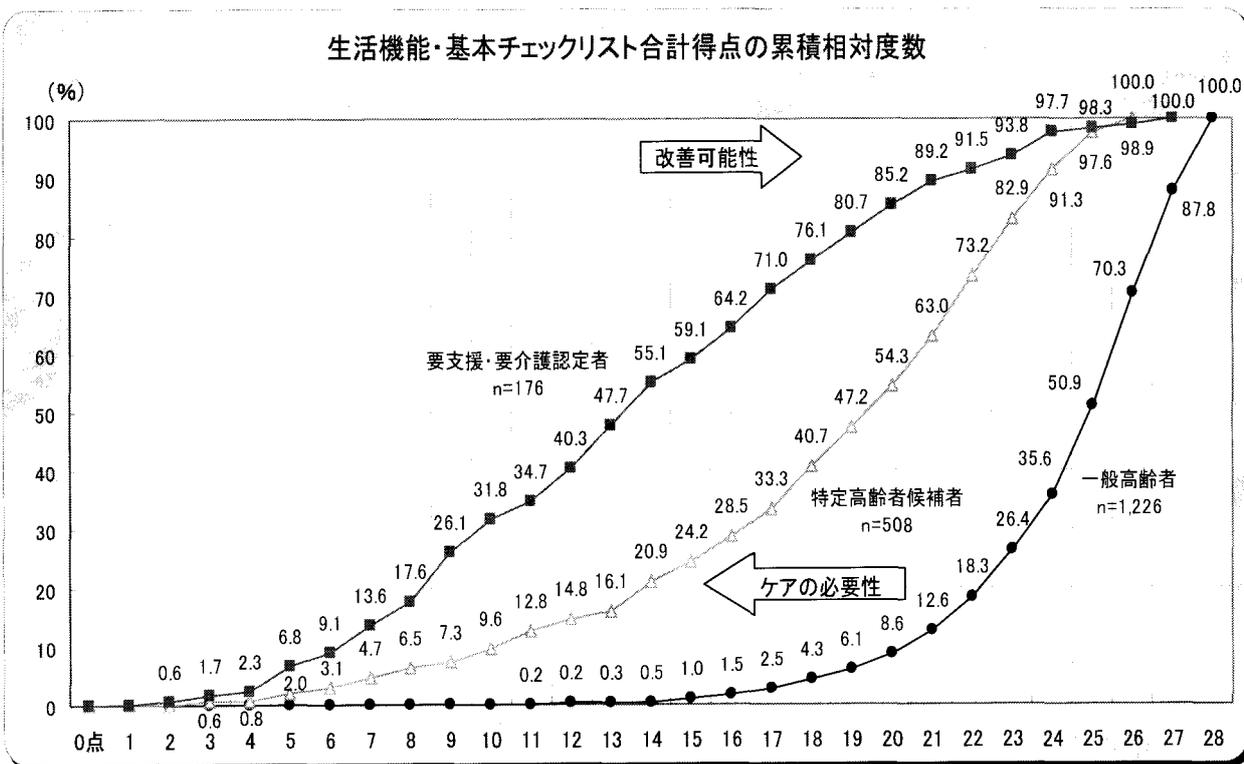
③個人への生活アドバイス表の送付による健康への意識を高める効果

- 平成21年度に先行実施した日常生活圏域ニーズ調査モデル事業では、回答された個人ごとにアドバイスを掲載した個人結果表を作成して返送することで、個人が自身の生活習慣を振り返り健康への意識を高めるきっかけとなりました。個人結果表を返送する際に各個人の状態に適した介護予防教室の案内を同封するといった工夫も考えられます。

④介護予防事業の対象者の同時把握

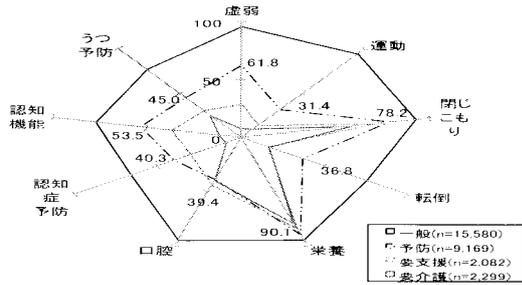
- 日常生活圏域ニーズ調査は、介護予防事業の対象者を把握する基本チェックリストの項目も包含しているため、計画策定のための地域の課題等の把握とあわせて、介護予防事業の対象者の把握も同時に行うことができます。また、本調査の調査対象となった方については、地域での高齢者実態把握で最も重要な課題である、閉じこもり、うつ、孤立・孤独や一人暮らしの認知症高齢者等の早期発見・対応についても可能となります。

日常生活圏域ニーズ調査の生活機能判定の概要（認定者、一般高齢者を通じた指標）



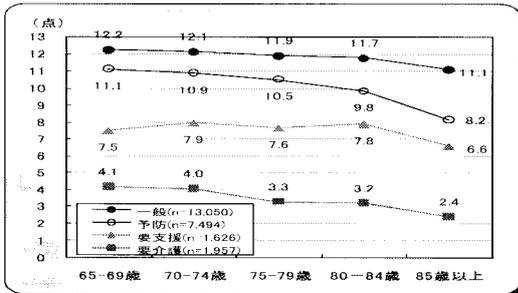
日常生活圏ニーズ調査のその他のアウトプットのごく粗いイメージ

図表1 生活機能(非該当・リスクなしの割合) 図表2 疾病の状況(既往症)

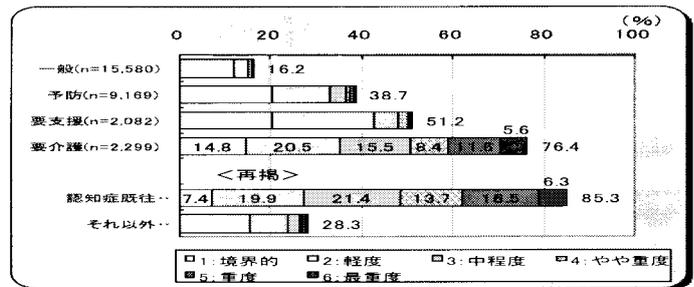


疾病	一般	予防	要支援	要介護
高血圧	37.5	43.8	50.3	41.4
脳卒中	1.5	4.0	10.6	16.8
心臓病	9.2	16.7	24.3	20.3
糖尿病	10.1	13.3	15.1	15.3
高脂血症	8.0	8.5	8.0	5.4
呼吸器系	7.2	12.0	13.1	14.3
消化器系	15.3	20.7	22.8	18.1
泌尿器・生殖系	8.8	11.9	14.8	15.2
筋骨格系	10.2	23.7	42.4	26.5
外傷・中毒	1.7	3.2	4.1	4.2
がん	5.5	6.4	7.4	7.8
血液・免疫	0.9	2.0	3.1	2.6
感染症等	0.2	0.4	1.0	0.9
認知症	0.2	1.5	4.3	27.3
神経系	1.5	3.7	5.4	5.6
目	21.9	33.4	46.1	35.5
耳	7.4	12.1	14.7	10.4
皮膚	6.9	9.1	11.8	10.8
歯科	43.4	41.2	35.5	28.1

図表3 認定状況別生活機能得点



図表4 認知機能の障害程度別割合(CPS)



(2) 計画における記載事項の充実強化について

全国一律の画一的なものではなく、各地域ごとの地域特性等の実情に応じたシステムである地域包括ケアシステムの構築を推進するに当たっては、①地域課題、②地域資源の状況、③高齢化の進展状況等、地方自治体によって、それぞれ状況が異なることから、地方自治体の実情に応じて優先的に取り組むべき以下の重点事項を、地方自治体が判断のうえ選択して第5期計画に位置づける等、段階的に計画の記載内容を充実強化させることが重要である (別添参考資料2)。

重点記載事項

①認知症支援策の充実

(例：喫緊の課題である認知症について対策の充実を図るため、地域における的確なニーズの把握と対応、サポート体制の整備等)

②在宅医療の推進

(例：市町村における医療との連携の工夫、医療サービスに関する計画との調和等)

③高齢者に相応しい住まいの計画的な整備

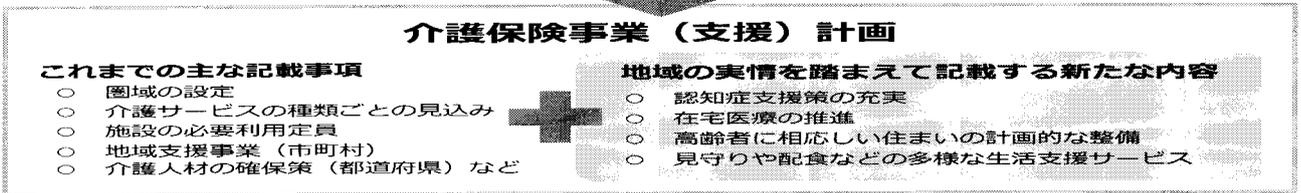
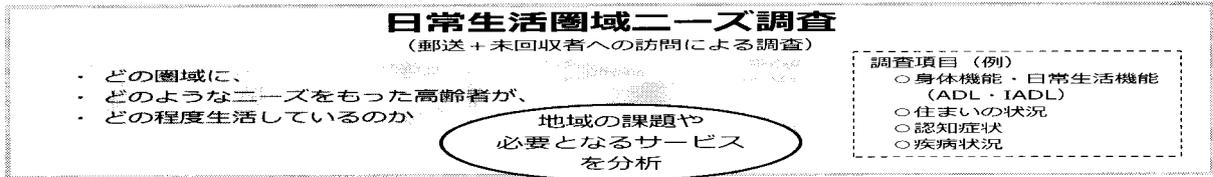
(例：高齢者の住まいに関する計画との調和、サービス付高齢者住宅の供給目標の記載等)

④生活支援サービス (介護保険外サービス)

(例：見守り、配食、買い物等、多様な生活支援サービスの確保等)

医療や住まいとの連携も視野に入れた 第5期介護保険事業（支援）計画の策定

- 地域包括ケアの実現を目指すため、第5期計画（平成24～26年度）では次の取組を推進。
 - ・ 日常生活圏域ニーズ調査を実施し、地域の課題・ニーズを的確に把握
 - ・ 計画の内容として、認知症支援策、在宅医療、住まいの整備、生活支援を位置付け



2. 第5期計画の策定に当たっての留意点について

第5期計画の作成については、平成23年度末頃の決定・公表に至るまでの間、国が示す基本指針等を踏まえ、各市町村・都道府県において、様々な作業を進めていただくこととなる。

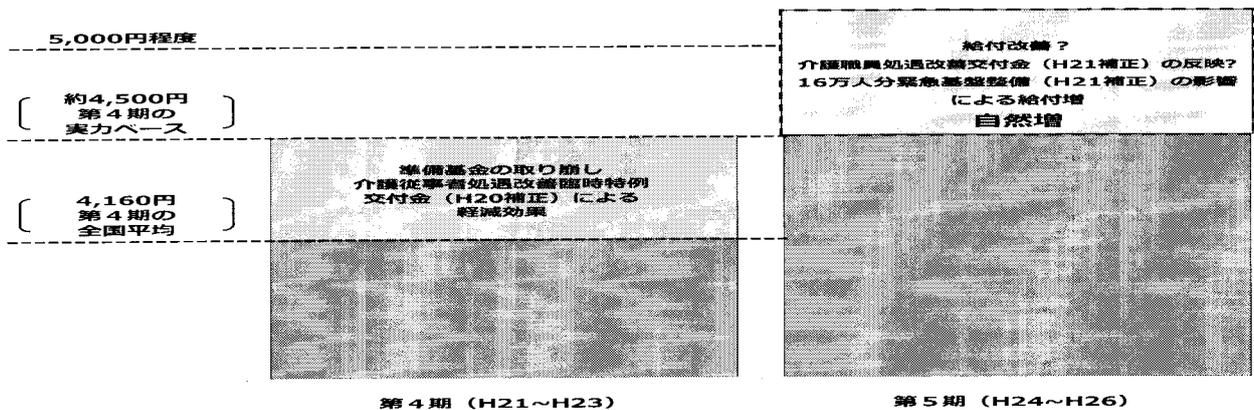
第5期計画の策定に当たっては、

- ①第4期から第5期までの自然増等の介護サービスの見込量に関する各種要因を勘案するとともに、
- ②日常生活圏域ニーズ調査により地域の課題を的確に把握し、より地域の実情に応じた各サービスの過不足のない必要なサービス量の設定等、より精緻な事業量等の見込みを行っていただきたい。

また、

- ①介護従事者処遇改善臨時特例交付金による第4期保険料の軽減効果、
 - ②介護給付費準備基金の取崩しによる第4期保険料の軽減効果
- により、第4期の保険料水準が実力ベースより低く抑えられていたことにも御留意いただきたい。

第5期の介護保険料



3. 第5期介護給付等対象サービスの見込量の推計手順（ワークシート）の粗いイメージ

第5期計画におけるサービス量の見込み等を円滑に行うことを支援する観点から、これまでと同様、市町村（保険者）に介護給付等対象サービスの見込量の推計手順（以下「ワークシート」という。）について本年6月頃を目途に配布することを予定している。

第5期計画におけるワークシートの第1の特徴は、①保険者が自らの地域の現状を踏まえたサービス量を見込めるとともに、②例えば、人口規模が同程度の他保険者の現状を踏まえた場合のサービス提供量等、自らの目標を定める際に参考となるような幾つかのデータを提供することを検討している。

第2の特徴は、各サービス種類ごとの見込量を算出できることに加え、当該地域内で第5期に提供される介護給付等の地域密着型比率、在宅比率、施設・居住系比率等を分類できるようにし、これらの数値を参考に活用し、例えば地域密着型比率を高める等の工夫を行いやすくすることを検討している。

第3の特徴は、今までは手入力であった給付費等の介護給付等実績データについて、一定程度レセプトデータから取り込むことができる機能を付与し、保険者の事務負担の軽減が図られるような仕組みを検討している。

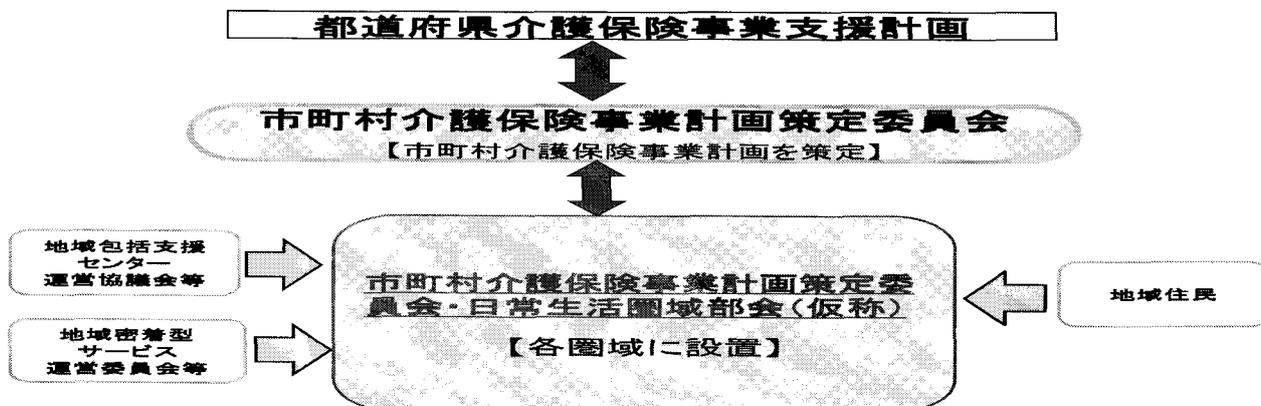
現時点においては、このようなイメージで第5期のワークシートの検討を行っている。

4. 計画の策定体制の例について

日常生活圏域ごとのサービス整備を促進していくための手段として、市町村介護保険事業計画の策定に当たって、日常生活圏域ごとに「日常生活圏域部会（仮称）」を設置し、日常生活圏域ニーズ調査や給付分析等を通じて把握した地域の諸課題を踏まえて、サービスの整備方針を検討していくことが考えられる。

この「日常生活圏域部会（仮称）」に、既存の地域包括支援センター運営協議会・地域密着型サービス運営委員会等の地域団体や地域住民が参加することにより、ニーズに即したサービス整備が図りやすくなるものと考えられる。

第5期介護保険事業計画策定体制の例



5. 第5期の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の基本的な考え方について

現段階における第5期の基本指針（案）については、以下のような基本的事項を予定している。

「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の基本的な考え方（案）

I. 介護保険事業計画に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（案）について

- 各自治体の「第5期介護保険事業計画」（平成24～26年度）作成のための基本的な指針を示すもの。
※ 今回の一部改正は、現行の「第4期介護保険事業計画」（平成21～23年度）作成のための基本指針の一部改正。

○ 基本的な考え方は以下のとおりである。

【基本的事項】

■ 基本的理念

- ・ 地域包括ケアの一層の推進

■ 要介護者等の実態の把握

- ・ 日常生活圏域ニーズ調査の積極的な実施

■ 今後地域で必要と考えられる以下の4事項について、地方自治体が地域の実情に応じて優先すべき重点事項を選択して取り組むことができるように計画の記載事項に追加（任意）

- ① 認知症支援策の充実
- ② 在宅医療の推進
- ③ 高齢者に相応しい住まいの計画的な整備（住まいに関する計画との調和を確保等）
- ④ 生活支援サービス（介護保険外サービス）

（参考）

- ・ 37%参酌標準の撤廃 → 平成22年10月7日改正済

6. 第5期計画の策定に向けた主なスケジュール（予定）

○ 現時点で想定される第5期計画の策定に向けた主な予定は、地方自治体の事務実施に支障を生じないこと等に留意のうえ、次のようなスケジュールを考えている。

第5期介護保険事業計画の策定スケジュール（イメージ）

